

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成		参考とする自治体の条文例（抜粋）
前文	前文	<p>(大阪市)                      すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。国際社会においては、世界人権宣言が採択されて以降、私たち一人ひとりが人権尊重を基礎として世界の人々と共に歩む姿勢が求められている。また、我が国においては、日本国憲法において基本的人権の享有が保障されている。                      しかし、今なお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権に関する様々な課題が存在しており、今日、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが一層必要になってきている。                      大阪市は、「国際人権都市大阪」の実現を目指し、「大阪市人権行政基本方針」に基づき、市政のあらゆる分野において人権尊重の視点から施策を推進していかなければならない。</p> <p><b>【前回の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「差別されない権利」という文言を入れてもらいたい。</li> <li>・個別の人権分野については、前文の中に包括的に盛り込むことも検討できるのではないか。</li> </ul>
総則	目的	<p>(相模原市) (目的)                      第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりに関する施策の基本となる事項、不当な差別的取扱いの解決及び不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項、声明に関する事項等を定めることにより、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする。</p> <p><b>【前回の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重が当たり前の地域社会の実現</li> <li>・インターネット上の誹謗中傷への対応</li> <li>・国際社会化していく本市にあった条例の制定などを想定</li> </ul>
	定義	<p>(相模原市) (定義)                      第2条                      (3) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)、障害、疾病、出身その他の属性(以下「人種等の属性」という。)を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。                      (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を拒否すること、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別のうち取扱いによるものをいう。                      (5) 本邦外出身者 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)第2条に規定する本邦外出身者をいう。                      (6) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。</p> <p>(浜松市) (定義)                      第2条                      (1) 多様性 人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、学歴、容姿、障がい、疾病等人の持つ特徴や特性に違いがあることをいう。                      (2) 性的指向 恋愛感情又は性的関心が同性に向かう同性愛、異性に向かう異性愛、男女両方に向かう両性愛などの指向をいう。                      (3) 性自認 自分は女性である、男性である、その両方である、中間である又はどちらでもないといった、自身の性別についての一貫した、安定的で持続的な認識及び経験をいう。</p> <p><b>【前回の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットの削除要請を行ったり、不当な差別的言動を禁止する場合は、こういったものが該当するのかしっかりと定義づけを行う必要がある。</li> </ul>
	基本理念	<p>(浜松市) (基本理念)                      第3条 人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりは、全ての人一人一人の人権を尊重し、かけがえのない個人として多様性が認められ、差別がされないことを基本として行われなければならない。</p> <p><b>【備考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文や目的、その他の条文に盛り込んでいる自治体もある。(川崎市、堺市、大阪市、佐賀県)</li> </ul>

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成		参考とする自治体の条文例（抜粋）
市・市民等の責務	表現の自由への配慮	<p>（相模原市）（表現の自由等への配慮） 第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p> <p>【備考】 ・差別等を禁止し、表現の自由を制限するような規定を設ける場合等には、配慮規定が必要となる。 （表現の自由を制限しない理念的な条例の場合は、条文化している自治体は少ない。）</p>
	市の責務	<p>（相模原市）（市の責務） 第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進しなければならない。 2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、人権尊重の視点をもって取り組まなければならない。</p> <p>（堺市）（市の責務） 第2条 市は、国、大阪府及び国内外の関係機関並びに市民との連携を深め、あらゆる施策を平和と人権を尊重する視点を持って実施するとともに、人権施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>【前回の意見】 ・市の責務は、盛り込むべき</p>
	市民等の役割/責務	<p>（佐賀県） （県民の責務） 第4条 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。 2 県民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>（事業者の責務） 第5条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。 2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の人権意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>【前回の意見】 ・住民自治の観点から、行政から市民に対し義務を課されるようなことは気になるが、市民として何らかの役割を果たしてもらいたいという行政からのメッセージが、努力義務として表現できれば良いのではないかと。 ・事業者の責務については、労働基本法の観点からも、事業者に対する責務の方が労働者より、重たく設計されていることから、別途、規定しても良いのではないかと。</p>
教育に携わる者の責務	<p>（山梨県）（教育に携わる者の責務） 第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりを目的とした教育を行うよう努めなければならない。</p> <p>【前回の意見】 ・教職員の責務に、高い人権意識を持ち、条例の目標を達成するために率先して積極的な役割を果たすというような、教職員としての姿勢に関することも含めて条文化されると良いのではないかと。</p>	

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成	参考とする自治体の条文例（抜粋）
<p>公務員の責務</p>	<p>（三重県）（三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務）            第九条 三重県議会の議員、知事その他の県の公務員は、基本理念にのっとり、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>【備考】            ・他の規定（市の責務）と重複する規定</p>
<p>市・市民等の責務</p> <p>特定電気通信役務提供者の責務</p>	<p>（三重県）（特定電気通信役務提供者の責務）            第8条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）は、基本理念にのっとり、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。            2 特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第二号に規定する特定電気通信設備をいう。以下この項において同じ。）の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が記録され、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを知った場合であって、当該人権侵害行為に係る情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする。</p> <p>【前回の意見】            ・プロバイダーが人権侵害行為が行われることを知っていた場合、技術的に可能な時は、不特定の者に対する送信を防止することができることを規定しているが、どういうものを人権侵害とするのか、行政が慎重に考える必要がある。            ・この条文を設けている自治体は少ない。多くの自治体では拡散防止措置（削除要請）をとり、それを受けてプロバイダーが対応することが規定されている。            ・削除要請等を事業者の責務として位置付けたとしても、事業者の自主的な判断にゆだねられることになる。            ・義務を規定したからといって削除される保証はない、事業者に対する責任を課すことよりも行政から削除要請ができるとする規定が現実的である。</p>
<p>差別的取り扱い・人権侵害行為への対処</p>	<p>（川崎市）（不当な差別的取扱いの禁止）            第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>（浜松市）            （国籍等による差別的取扱いの禁止）            第6条 何人も、国籍、民族等の違い及びその文化的違いを理由とする差別的取扱いをしてはならない。            （性的指向又は性自認による差別的取扱いの禁止）            第7条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする差別的取扱いをしてはならない。            （差別的取扱いの禁止）            第8条 何人も、前2条に定めるもののほか、多様性を認めないことを理由とする差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>【備考】            ・不当な差別的取扱いを禁止し、禁止行為を行った場合、被害者の救済措置や拡散防止措置、その他の啓発としてどういった対応をとるのかについて検討が必要。            ・理念的条例の場合は、盛り込まれないことが多い。</p>

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成	参考とする自治体の条文例（抜粋）
施策推進の仕組み	（山梨県）（基本的施策） 第9条 県は、県民及び事業者の多様性を認め合う共生社会づくりについての理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、第3条各項に規定する行為に関する相談に応ずるため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <b>【備考】</b>                          ・他の規定（市の責務）と重複する規定                     </div>
	（川崎市）（人権施策推進基本計画） 第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）人権に関する施策の基本理念及び基本目標 （2）人権に関する基本的施策 （3）その他人権に関する施策を推進するために必要な事項 3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。 4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <b>【備考】</b>                          ・現在策定している「熊本市人権教育・啓発基本計画」を条例に位置付ける。                     </div>
	（大阪市）（事業の推進） 第4条 本市は、市民の人権意識の高揚等人権啓発に関する事業、人権問題に関する情報の収集及び提供並びに相談ネットワークづくりその他の人権尊重の社会づくりを推進するために必要な事業を行う。 2 本市は、人権啓発に関する事業を行うに当たっては、大阪市人権啓発推進協議会及び各区の人権啓発推進協議会又は人権啓発推進会との連携を図るものとする。  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <b>【備考】</b>                          ・他の規定（市の責務）と重複する規定                     </div>
	（浜松市）（年次報告） 第12条 市長は、毎年、計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <b>【備考】</b>                          ・現に、本市では実施状況を公表していることを条例に位置付ける。                     </div>
	（浜松市）（設置） 第14条 市は、人権施策を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。 （所掌事務） 第15条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。 （1）計画の策定及び変更並びに実施状況に関すること。 （2）前号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関すること。  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <b>【前回の意見】</b>                          ・不当な差別的言動や人権侵害現について、助言等をするとき、又は拡散防止措置や事案の公表等をするときには、人権侵害行為かどうかを審査する組織が必要。                          ・現在ある基本計画推進会議を審議会を条例等に位置付けることも検討可。                     </div>

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成	参考とする自治体の条文例（抜粋）
教育及び啓発の充実	<p>（相模原市） 第8条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、市職員、市民等及び事業者に対し、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。）を行うものとする。 2 市は、市民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発を行うものとする。</p> <p>【備考】 ・現に、本市では実施状況を公表していることを条例に位置付ける。</p>
実態の把握・調査研究	<p>（浜松市）（調査研究） 第13条 市は、計画の推進に必要な調査研究を行うものとする。</p> <p>（川崎市）（情報の収集及び調査研究） 第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。</p> <p>（相模原市）（調査及び人権啓発） 第11条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。 2 市長は、前項の調査を行ったときは、その結果を公表するものとする。ただし、市長が公表することが適当でないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>【備考】 ・必要なときにアンケート等を実施できることを条例に位置付ける。</p>
関係団体等の意見聴取、県民意識調査	<p>（宮崎県）（市町村、関係団体等からの意見の聴取および県民意識調査） 第9条 県は、市町村、関係団体等から人権施策の推進に関する意見を聴く機会を設け、人権施策の推進に反映するよう努めるものとする。 2 県は、人権施策の効果的な実施に資するため、人権に関する県民意識調査を行い、様々な人権問題に関する県民意識の変化を把握するものとする。</p> <p>【備考】 ・他の規定（実態の把握・調査研究）と重複する規定</p>
被害者救済（情報提供等）	<p>（川崎市）（人権侵害による被害に係る支援） 第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>【備考】 ・区役所で実施している人権相談、法務局等相談機関へのあっせん等を条例に位置付ける。</p>
相談体制の整備	<p>（さいたま市）（相談支援体制の整備） 第10条 市は、誹謗中傷等に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言並びに専門的知識を有する者の紹介を行うための相談支援体制を整備するものとする。 2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。 3 市は、第1項の相談のほか、インターネット上で自ら発信し、又は拡散した情報に関して不安を抱える者からの相談を受けるものとする。</p> <p>（宮崎県）（相談支援体制） 第7条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者の相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言 (2) 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の紹介 (3) 前2号に掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援 2 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>【備考】 ・他の規定（被害者救済（情報提供））と重複とするか、別に規定するか検討が必要。</p>

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成		参考とする自治体の条文例（抜粋）
具体的施策	多様な主体と連携した取組	<p>（相模原市）（多様な主体と連携した取組）</p> <p>第10条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に向けた市民等の意識の醸成を図るとともに、効果的な人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に関する相談及び支援を行えるよう、関係行政機関、市民等、事業者、関係団体等の多様な主体と連携するよう努めるものとする。</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の規定（市の責務）と重複とする規定</li> </ul>
	差別の被害者による助言の「申立て」	<p>（相模原市）（申立て）</p> <p>第13条 市民等は、不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該不当な差別的取扱いに係る紛争（以下「差別事案」という。）について、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあつせんを行うべき旨の申立てをすることができる。</p> <p>2 市民等の家族その他の関係者は、当該市民等が不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、差別事案について、当該市民等に代わって、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあつせんを行うべき旨の申立てをすることができる。</p> <p>3 前項の申立ては、不当な差別的取扱いを受けたと思料される者の意思に反してすることができない。</p> <p>4 第1項及び第2項の申立て（以下単に「申立て」という。）は、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。</p> <p>(1) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。</p> <p>(2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものであること。</p> <p>(3) 法令（民事調停法（昭和26年法律第222号）を除く。）に基づくあつせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。</p> <p>(4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出をすることができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。</p> <p>(5) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過したものであること。</p> <p>(6) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。</p> <p>(7) 差別事案に係る相手方（以下単に「相手方」という。）が不明であるものであること。（以下省略）</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体等の比較や、本市の実情に合わせ検討</li> </ul>
	助言、あつせん	<p>（相模原市）（助言及びあつせん）</p> <p>第14条 市長は、申立てがあったときは、当該申立てをした者（前条第2項の場合における不当な差別的取扱いを受けたと思料される者を含む。以下「申立人」という。）、相手方その他の関係者に対し、助言又はあつせんを行うものとする。ただし、助言又はあつせんを行うことが適当でないと思われるときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。市長は、助言若しくはあつせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に係る市の機関（市長を除く。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 市長は、助言又はあつせんを行うに当たり、あらかじめ、相模原市人権委員会（以下「人権委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、第2項の調査の結果等から人権委員会に意見を聴く必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 助言又はあつせんの対象となる差別事案の当事者が市であるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、市長は、助言又はあつせんを行うに当たり、あらかじめ、人権委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>6 市長は、あつせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
	勧告	<p>（相模原市）（あつせんに関する勧告）</p> <p>第15条 市長は、前条第1項のあつせんを行った場合において、不当な差別的取扱いに該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該あつせんの内容に従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成		参考とする自治体の条文例（抜粋）
具体的 施策	助言、あっせん、勧告の公表	<p>（相模原市）（助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表） 第17条 市長は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、第14条第1項の助言若しくはあっせん又は第15条の規定による勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。</p> <p>【備考】 ・ 同上</p>
	人権委員会	<p>（相模原市）（設置） 第29条 …（助言、あっせん、勧告、公表などに関し）市長から意見を聴かれた場合において、調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。</p> <p>【備考】 ・ 同上</p>
	人権委員会による調査	<p>（相模原市）（人権委員会による調査） 第25条… 人権委員会は、…調査の申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。 2 人権委員会は、…調査審議の対象となっている者又は…表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。 3 人権委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、あらかじめ指定する範囲で第1項の調査を行わせることができる。</p> <p>【備考】 ・ 同上</p>
	声明	<p>（相模原市） 第28条 市長は、不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生したと認める場合において、必要があると認めるときは、市民等及び事業者への不当な差別意識の広がりを抑えるため、声明を発出することができる。（以下省略）</p> <p>【備考】 ・ 同上</p>
個別分野の規定	インターネット上の誹謗中傷等への対処	<p>（浜松市）（情報の取扱い） 第9条 何人も、インターネット上の情報その他の公衆に表示する情報について、誹謗中傷し、又は差別を助長することのないよう留意しなければならない。 2 何人も、他者の多様性に関わる事項について、正当な理由なく、表明を強制し、若しくは禁止し、又はその意に反して第三者に知らせてはならない。</p> <p>（さいたま市） （市の責務） 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を実施するものとする。 （市民等の役割） 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。 （事業者の役割） 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その従業員等に対しインターネットリテラシーの向上に資する研修を実施するよう努めるとともに、市が実施する第4条の施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>（佐賀県）（インターネット上の誹謗中傷等の防止） 第13条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。 (1) インターネット上の誹謗中傷等(インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報(以下「人権侵害情報等」という。)を発信することをいう。次号において同じ。)を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。 (2) 県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。</p> <p>【備考】 ・ 人権全般に関係する問題であることから、条文化を検討</p>

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成		参考とする自治体の条文例（抜粋）
個別分野の規定	障がい者差別への対応	<p>【前回の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に規定するか、前文等に盛り込むか</li> </ul>
	SOGIの理解促進施策	<p>(愛知県) 第五節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等</p> <p>第15条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>【前回の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に規定するか、前文等に盛り込むか</li> </ul>
	本邦外出身者であることを理由とした差別的言動(ヘイトスピーチ)への対処	<p>(川崎市) (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)</p> <p>第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。</p> <p>(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの</p> <p>(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの</p> <p>(3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの</p> <p>(相模原市) (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)</p> <p>第21条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。</p> <p>(1) 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの</p> <p>(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの</p> <p>(3) 本邦外出身者を人以外のものに例えるなど、著しく侮辱するもの</p> <p>(愛知県) (啓発等)</p> <p>第8条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成二十八年法律第六十八号）第二条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。）の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体等の比較や、本市の実情に合わせ検討</li> </ul>
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)に係る公の施設の利用の基準等	<p>(相模原市) (本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等)</p> <p>第19条 市長は、市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用の承認及びその取消しの基準その他必要な事項（以下「基準等」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により基準等を定める場合は、当該基準等に、公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのある案件に対し措置を講じようとするときは、当該措置の内容に応じて人権委員会へ意見聴取することについて定めるものとする。</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
	ヘイトスピーチへの対処	<p>勧告</p> <p>(川崎市) (勧告)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りではない。</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成		参考とする自治体の条文例（抜粋）
個別分野の規定	ハイトスピーチへの対処	<p>（川崎市）（命令）</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。</p> <p>【備考】 ・ 同上</p>
		<p>（川崎市）（公表）</p> <p>第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名</p> <p>(2) 命令の内容</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない</p> <p>【備考】 ・ 同上</p>
		<p>（川崎市）第5章 罰則</p> <p>第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</p> <p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p> <p>【備考】 ・ 同上</p>
部落差別	<p>（愛知県）第四節 部落差別の解消に向けた取組の推進</p> <p>第14条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。</p> <p>【前回の意見】 ・ 個別に規定するか、前文等に盛り込むか</p>	
災害時の人権侵害	<p>（三重県）（災害等の発生時における人権侵害行為の防止等）</p> <p>第24条 県は、災害その他緊急事態の発生時において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【前回の意見】 ・ 個別に規定するか、前文等に盛り込むか</p>	

○人権尊重に関する条例について参考とする条文

構成		参考とする自治体の条文例（抜粋）
その他	財政上の措置	<p>(三重県) (財政上の措置) 第26条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p><b>【前回の意見】</b> ・財政上の措置は、盛り込むべき</p>
	見直し規定	<p>(浜松市) 附則7 市は、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(三重県) 附則6 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね四年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p><b>【前回の意見】</b> ・見直し規定は、盛り込むべき</p>
	規則への委任	<p>(相模原市) (委任) 第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(三重県) (規則への委任) 第27条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><b>【前回の意見】</b> ・規則への委任は、盛り込むべき</p>